

町田市情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市情報公開条例の一部を改正する条例

町田市情報公開条例（平成元年 3 月町田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 公文書の公開（第 4 条—<u>第 7 条</u>）</p> <p>第 3 章 <u>公開請求等</u>（第 8 条—<u>第 1 3 条</u>）</p> <p>第 4 章 審査請求（<u>第 1 4 条・第 1 5 条</u>）</p> <p>第 5 章 雑則（<u>第 1 6 条—第 2 2 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>町田市（以下「市」という。）</u>の保有する情報を公開し、市が市政に関し市民に説明する責任を全うするとともに市政に関する知る権利を広く保障することにより、市政に対する市民の信頼を高め、あわせて市民による市政への参加と監視を促進し、もって公正で透明な開かれた市政を実現することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）</u>であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、広報、書籍その他不特定多数の者に提供し、又は販売することを目的と</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 公文書の公開（第 4 条—<u>第 5 条の 2</u>）</p> <p>第 3 章 <u>公文書の公開の請求等</u>（<u>第 6 条—第 9 条</u>）</p> <p>第 4 章 審査請求（<u>第 1 0 条</u>）</p> <p>第 5 章 雑則（<u>第 1 1 条—第 1 6 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>市</u>の保有する情報を公開し、市が市政に関し市民に説明する責任を全うするとともに市政に関する知る権利を広く保障することにより、市政に対する市民の信頼を高め、あわせて市民による市政への参加と監視を促進し、もって公正で透明な開かれた市政を実現することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した<u>もので、情報が記録された文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの</u>であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、広報、書籍その他不特定多数の者に提供し、又は販売することを目的として作成されるもの</p>

して作成されるものを除く。

(公文書の公開義務)

第5条 実施機関は、前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関す

を除く。

(3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の規定に基づき、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(公開をしないことができる公文書)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により一般に公表され、又は何人でも閲覧することができると思われる情報

イ 当該個人が公開することに同意していると明らかに認められる情報

ウ 当該個人の公的地位又は立場に関連する情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

る法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

エ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報

ウ 事業活動によって生じる侵害から消費生活その他の市民生活を保護するため、公開することが公益上特に必要と認められる情報

(3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市若しくは他の地方公共団体が経営す

(3) 市の機関の内部若しくは相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における意思決定が未了の事項に関する情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認められるもの

(4) 市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの

る企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に分離できるときは、その部分を除いて当該公文書の公開をしなければならない。

3 公開請求に係る公文書に第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第6条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第7条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（5）公開することにより、人の生命、身体、自由又は財産の保護に著しい支障が生じると認められる情報

（6）法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報

2 実施機関は、請求に係る公文書に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該公文書の公開をしなければならない。

（公文書の存否に関する情報）

第5条の2 実施機関は、公文書の公開の請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公文書の公開の請求を拒否したときは、その経緯を町田

市情報公開・個人情報保護運営審議会に報告しなければならない。

第3章 公文書の公開の請求等

(公文書の公開の請求手続)

第6条 公文書の公開を請求しようとする者は、当該請求に係る公文書を保有している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 公開を請求しようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人等にあつてはその代表者の氏名

(2) 公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項

(3) 略

2 実施機関は、前項の規定により提出された請求書に形式上の不備があると認められるときは、公文書の公開を請求した者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条第1項に規定する請求があつたときは、その請求があつた日の翌日から起算して14日以内にその請求に応ずるか否かを決定し、速やかに決定の内容を請求者に通知しなければならない。ただし、同条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 前項の場合において、実施機関は、公文書の公開をしないこと（公文書の一部の公開をしないこと及び第5条の2の規定により公文書の公開の請求を拒否することを含む。）と決定したとき、又は請求があつた公文書を保有していないときは、その理由（その理由が

第3章 公開請求等

(公開請求の手続)

第8条 公開請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 公開請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人等にあつてはその代表者の氏名

(2) 公開請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項

(3) 略

2 実施機関は、前項の規定により提出された請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(公開請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から14日以内に公文書の全部若しくは一部の公開の決定又は全部の非公開の決定（第7条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）（以下「公開決定等」という。）をし、速やかに公開決定等の内容を公開請求者に通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 前項の場合において、実施機関は、公文書の一部の公開の決定又は全部の非公開の決定をしたときは、その理由（その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときはその理由及び時期）及び審査請求に係る事項を併せて通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第10条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から44日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第11条 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当す

なくなる時期をあらかじめ明示できるときはその理由及び期日）及び審査請求に係る事項を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、前条第1項に規定する請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその決定を延期することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延期の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。

るときは、公文書の全部又は一部の公開の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（１）第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第５条第１項第１号イ又は同項第２号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（２）第三者に関する情報が記録されている公文書を第６条の規定により公開しようとするとき。

３ 実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第１２条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対し公文書の公開をしなければならない。

２ 前項の公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（公開の方法）

第８条 実施機関は、前条第１項の規定により公文書の公開を決定したときは、速やかに請求者に対し当該公文書の公開をしなければならない。

２ 実施機関は、公文書の公開をすることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書の公開に代えて当該公文書を複写したものを閲覧させ、又はその写しを交付することができる。

3 実施機関は、第9条第1項の規定による通知の日から30日以内に公開請求をした文書の公開を受けないときは、公開請求者に対して相当の期間を定め、その期間内に当該文書の公開を受けるよう催告する。この場合において、公開請求者が当該期間内に正当な理由なく公文書の公開を受けないときは、当該文書の公開は実施されたものとみなす。

(手数料)

第13条 前条の規定による公文書の公開を写し等の交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより算出した額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料については、町田市手数料条例(平成12年1月町田市条例第1号)第5条の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第14条 公開請求に対する実施機関の処分又はその不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。この場合において、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、町田市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 年 月町田市条例第 号)第1条の町田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 略

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により公開に反対する旨の意見書が提出されている場合、同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第2項に規定する口頭意見陳述においてその旨の意見

(手数料等)

第9条 この条例の規定に基づく公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

第10条 公文書の公開の請求に対する実施機関の処分又はその不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。この場合において、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、町田市行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1) 略

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により反対する旨の意見書が提出されている場合及び同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第2項に規定する口頭意見陳述においてその旨の意見が述

が述べられている場合及び当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

3 略

4 第2項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）、公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）及び当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

5 略

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第15条 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（検索資料の作成）

第16条 略

（町田市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問）

第17条 実施機関は、情報公開制度の運用に関する重要事項について、町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成元年3月町田市条例第6号）第1条の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

（運用状況の報告及び公表）

べられている場合を除く。)

3 略

4 第2項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）及び請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

5 略

（検索資料の作成）

第11条 略

（運用状況の報告及び公表）

第18条 市長は、毎年この条例の運用状況について、これを公表するものとする。

(他の制度等との調整)

第19条 略

(指定管理者の情報公開)

第20条 略

(出資等団体の情報公開)

第21条 略

(委任)

第22条 略

別表(第13条関係)

公文書の種類	金額
文書及び図画	写し(白黒)の交付 1枚につき 10 円
	写し(カラー)の交 付1枚につき 2 0円
電磁的記録	複写した光ディス クの交付1枚につ き 100円
	印刷物として出力 したもの(白黒)の 交付1枚につき 10円
	印刷物として出力 したもの(カラー) の交付1枚につき 20円

備考

1 文書及び図画を複写し、又は電磁的記録を印刷物として出力する場合は、日本産業規格A列3番又は日本産業規格A列4番の大きさの用紙を用いるものとする。

2 両面に複写され、又は出力された用紙

第12条 市長は、毎年この条例の運用状況について、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(他の制度等との調整)

第13条 略

(指定管理者の情報公開)

第14条 略

(出資等団体の情報公開)

第15条 略

(委任)

第16条 略

を交付する場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。	
------------------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受理する公文書の公開の請求について適用し、施行日前に受理した公文書の公開の請求については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に受理した公文書の公開の請求に対する実施機関の処分又はその不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、同項の審査請求に対する裁決をすべき実施機関が施行日以後にこの条例による改正前の町田市情報公開条例第10条第2項の規定による諮問をしようとするときは、同項の町田市行政不服審査会に代えて町田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年 月町田市条例第 号）第1条の町田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとし、当該町田市情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続、調査審議の手続の併合又は分離及び調査審議の手続の非公開については、町田市行政不服審査会条例（令和 年 月町田市条例第 号）による改正前の町田市行政不服審査会条例第7条から第13条までの規定の例による。